



KUSHIRO WEST ROTARY CLUB 2016~2017 (平成27年~28年)

# 釧路西ロータリークラブ会報

創立 昭和45(1970)年6月8日 承認 昭和45(1970)年6月10日

2016~2017 RI テーマ 「人類に奉仕するロータリー」



《例会日：毎週月曜日 12:30~13:30》

《例会場：ANAクラウンプラザホテル 釧路市錦町3-7》

会長 小泉 和史 幹事 松田 正昭

■クラブ事務所■

釧路市幸町14丁目1-1 ノースコートサンスイ2F

TEL(0154)23-6175 FAX(0154)23-6123

《本日のプログラム》 1月30日 12:30

## 普通例会

会員卓話 高畑会員

《次回のプログラム》 2月6日 12:30

## 普通例会

平和と紛争予防、紛争解決月間プログラム

2017年1月30日(月) 第25回 通算2168回

【点 鐘】 小泉会長

【ロータリーソング斉唱】



「それでこそロータリー」

ソングリーダー：金田会員

【会長挨拶】 小泉会長



みなさん、こんにちは。先週25日は、釧路北ロータリークラブにて職業奉仕に関する講演会がありました。今回は鳥居滋様、RI 第2690 地区・岡山 RC の方が講演され、当クラブからは3名がメーキャップで行って参りました。さて、RI 会長メッセーが届いております。抜粋させていただきますが、来月は1905年に世界初のロータリークラブが誕生してから112年目になり、2016年の規定審議会では、職業分類やロータリーの高い倫理基

準は従来のままクラブ運営においてより大きな裁量がクラブに委ねられることとなります。「人類に奉仕するロータリー」が今後さらに発展していくには、ロータリーの前進を可能とする、進んで奉仕する「手」、思いやる「心」、聡明な「頭」が今まで以上に必要です。とRI会長は述べられております。私の年度もまだ5ヶ月ありますが、会員みなさまのご協力のもと改めて、気を引き締めて参りたいと思っております。本日は、高畑会員による会員卓話となっておりますが、宜しくお願い致します。以上で会長挨拶とさせていただきます。

【幹事報告】なし

【委員会報告】

○広報委員会 張江委員長 ～ロータリーの友1月号の紹介～



○親睦活動委員会 櫻田委員長



【ニコニコ献金】

- ・ 本人誕生…上杉会員

## 【本日のプログラム】

◎会員卓話 高畑哲也会員（担当：職業奉仕委員会）



はほとんどありませんでした。

### 1 はじめに

弁護士業について語るということですが、弁護士まだ6年目の私が弁護士業について述べるのも僭越ですが、お話をさせていただきます。弁護士業とはどのような仕事か。弁護士になるまでは漠然としたイメージしかありませんでした。自分のことについて話しますと、旧司法試験制度のときに8回、その後ロースクールに入り、新司法試験1回、合計9回受験しました。しかし、受験勉強は座学であり、法律実務のイメージ

司法試験に受かって1年間の修習が始まるとようやく実務に触れることになります。修習生というのは、責任のない立場で実務家の仕事を体験できる、非常に貴重で、楽しい期間でした。今はありませんが、昔は、修習期間中に、海上保安庁の船に乗る、電車を運転したり、相撲部屋のけいこを見学したりしたそうです。裁判所・検察庁・弁護士事務所で実務修習、埼玉の和光で集合修習を行いました。裁判所・検察庁は法律・判例知識が重視されるイメージだが、弁護士の仕事は、法律の知識、判例知識が要求されることもあるが、それ以外、法律知識が関係のない部分（事務所経営、依頼者対応）が多いイメージでした。

### 2 弁護士業務

弁護士の仕事は、まず依頼者の話を聞くことから始まる。依頼者から事実を聞き取って、法的な問題を抽出、法廷知識・経験に基づいて解決方法を示す。したがって、弁護士の仕事は、まずは法律相談から始まる。最初の法律相談で、きちんと要領よく聞き取りができるかどうかはその後の仕事にも影響してくるので最初の法律相談はとても重要。慣れないうちは、与えられた時間で要領よく聞き取りすることがとても難しい聞かれたことにうまく答えられない。私が弁護士になって、最初に自分一人で担当した法律相談は、離婚相談。30代女性。離婚相談はわりとポピュラーな相談。本を読めば聞くべきことは大体書いてある。しかし、大変緊張していたこともあって、かなりグダグダな相談になった記憶。

最初のころは、法律相談がかなり苦手でした。今でも、依頼者との最初の法律相談はかなり緊張します。弁護士になりたてのころは、依頼者がどういう人なのか、どんなことを聞かれるのか、知らないことを尋ねられたらどうしようとか、そういうネガティブなことばかりを考えていました。皆さんは弁護士と言うと、法律のことなら何でも知っているというイメージをお持ちかもしれませんが、司法試験で勉強する法律というのは、せいぜい6法+2つか3つぐらいの法律。法律の数は約2000。弁護士もほんの一部しか勉強してない。実は、知らないことの方が圧倒的に多い。2000ある法律を全て完璧に勉強するなんてことは時間的にも不可能。必ず知らないことを聞かれることもある。ではどうするか。相談を受けている場所にもよりますが、自分の事務所で相談を受けている場合は、とにかくその場で調べます。「ちょっと調べますので、時間をください」といって、手もちの資料から調べます。

自治体の無料相談などの場合。手元に六法しかない。資料はない。この場合は半分持ち帰るという方法を

採ります。とりあえず、自分の知識・経験から出される答えを述べたうえで、法律・判例を調べてみないと断定的なことは言えないので、帰って調べてから補足してお伝えします。その場で、スマートフォンで調べるとのもあるかもしれませんが、それだと素人くさいと思われるので私はやりません。自分で調べても、どうしても自分では手におえない相談の場合、例えば税法や不動産登記の細かな知識が必要になる場合などは、付き合いのある税理士さんや司法書士さんに協力を仰ぐこともあります。本当はないにこしたことはないが、間違いを伝えてしまった場合、できるだけはやくリカバリーをする。あまりカッコいい事ではない。しかし、将来のリスクの芽を摘むためにとても重要。

相談後、受任して契約となりますと、依頼者さんと委任契約書を作成することになります。委任契約書の内容として依頼者さんが一番気にするのは、弁護士費用ではないかと思います。弁護士費用としては主に着手金と報酬金というものがあります。着手金は事件が始まる前に頂く費用です。報酬は事件終了後、依頼者が得ることができた経済的な利益の中から何パーセントと言う形でもらうことが多いです。着手金を貰う理由としては、弁護士の仕事は、紛争にかかわることが多いことからどうしても時間がかかることが多い。事前にある程度のお金をもらっておかないと事務所がまわらないという事情があります。弁護士費用については、弁護士に関する情報が少ないことから、なかなか相場と言うものがわからないということがあるかと思えます。自分も、この事件でどのくらい貰っていいものか、いまでも少し悩むときがあります。一般的な基準としては、日弁連が昔作っていた報酬規程というものがあまして、現在は弁護士業務も自由化されて、この基準に従う必要はなくなっているのですが、いまでもこの基準にしたがっている事務所は多いと思えます。また、最近ではホームページで報酬体系を情報開示している事務所も多くなりましたので、そういった情報を比較検討するとある程度相場といったものが見えてくるのではないかと思います。

委任契約書を作成して、着手金を頂くと、いよいよ事件処理に着手することになります。事件処理は事件の経過を依頼者に報告し、協議しながら事件の処理を進めなければなりません。依頼者は、自分が勝てるのか負けるのか、最終的にどれくらい利益が得られて、あるいはどのような負担を負わなければならないか、弁護士費用がどのくらいかかるかについて不安を抱いていることが多いので、不安を取り除くうえで報告と協議は重要になります。そして定期的に報告と協議を繰り返しながら、事件解決に向けて活動していくということになります。

### 3 事務所で受けている事件について

事務所で、受任件数の多い事件としては、離婚、債務整理、相続があります。あとは交通事故、刑事事件、成年後見などほかにもさまざまなものがあります。一番多いのは、債務整理でしょうか。最近は債務整理でも、過払事件はなくなって、破産、任意整理が多いです。全体的には事件数は減少しているようですが、離婚事件、相続事件などは年々増えている印象です。離婚事件については、夫対妻ということになるわけですが、実際に見ていると夫の側はかわいそうだなと思いますね。基本的に、夫の側は、言葉は悪いですけど、むしりとられる一方ですから。財産分与でも一般的に2分の1ルールというものがあまして、夫婦の共有財産は特段の事情がないかぎり2分の1ずつで分与するというルールです。結婚した瞬間に妻が財産の形成に2分の1寄与しているとみなすというものですが、これはまあどうなんですか。実際個別具体的に見ていけば、本当に2分の1寄与しているといえるのか怪しい場合もある気がするのですが、あまり言うとなれないので、この辺でやめておきます。ある先生は、2分の1ルールに納得できない夫を説得するときに、離婚するための税金だと思ってあきらめてください、というようです。あと、親権についての争いも多いですが、10歳未満の子供であれば、ほぼ母親が親権をとることが多いです。母親が子供を虐待しているとか、

精神的に問題がある場合などをのぞけばまず母親に親権がいくということになっています。私も夫側について争ったことがありますが、裁判所はほとんど聞いてくれませんでした。

相続事件について、遺言状がある場合と無い場合があります。遺言状があれば、争いにはならないかというところというわけでもない。公正証書で作ってれば、内容的にもしっかりした遺言状になっていることが多いが自筆で書いた遺言で、専門家のアドバイスも受けずに書いている遺言状というのは結構あります。そうすると内容的に曖昧な記述があると、その意味を巡って争いになることがあります。なので、やはり遺言状をつくるにしても専門家のアドバイスを受けてからのほうが確実に安心できるといえます。

交通事故も、最近は、保険で弁護士特約を付けているお客さんが多いことから、小さい物損事故でも弁護士費用を気にせずに弁護士に依頼できることから、小さな事故でも示談せずに争う依頼者が増えているのと思います。

#### 4 弁護士に依頼するメリット

たとえば、訴訟をする場合、弁護士に依頼する必要はない。本人訴訟というかたちで自分でもできる。では、弁護士に依頼するメリットは何か。

##### ① 適切な手段を選択できる

弁護士はあらゆる法的手段（訴訟も含めて）がとれる。事件の内容から見通しを立てて、メリット・デメリットを考慮して、訴訟、調停、交渉等のなかから適切な手段を選択する。

##### ② 相手と直接接する必要がなくなる。訴訟を自分で申し立てるとなると、訴状を作成するだけでも、大変な労力。そのほかにも大量の書面を作成し、尋問の準備もしなければならない。弁護士に依頼すれば、そのような準備の負担がなくなる。

#### 5 まとめ

まとめますと、紛争が生じた際には、まずは弁護士に相談することから始めて頂きたいと思います。早い段階で相談に来ることで、紛争になる前に、紛争を未然に防止することができる。内容証明だけで解決できる場合もありますので、まずは相談から気軽に受けていただきたいと思います。

##### 【次回例会のご案内】

2月6日（月） 12：20～

◎平和と紛争予防、紛争解決月間プログラム

#### 《例会運営委員会》

1月30日	在籍数	28名		「編集：三木委員」
	出席者	13名	欠席者 15名	出席率 46.4%

---

会報委員長： 三木 克敏      副委員長： 杉野 史和  
委員： 大場 恵治   那知 哲   坂口 裕二   菊地 康平   高田 智弘   小栗 直也